

令和6年度

# 保育園等入園案内

## 目次

入園に伴う年齢表	1p
保育の必要性の認定について	2p
入園の基準	3p
申込方法	4p
入園申込みについて	5p
入園相談会について	5p
入園までのスケジュール	6p
入園の決定について	7p
各園の利用について	7p
認定申請・入園申込に必要な書類一覧	8p
申請書の記入例	9p
年度の途中入園について	11p
保育時間	12p
延長保育等	13p
休日保育	13p
入園後について	14p
障がいのある児童の入園について	14p
転園について	14p
日本スポーツ振興センター（保険）の加入	14p
保育料	15p
保育料の軽減について	16p
給食費について	17p
保育料・給食費の納入について	17p
その他サービスの紹介	18p
保育園・認定こども園等一覧	19p
町全体略図	20p
幸田町保育園等入園選考基準指数表	21p



幸 田 町

問合せ先 幸田町 住民こども部 こども課 保育所グループ  
電話 0564-62-1111（内線 132）

## 保育園等へ入園希望の保護者のみなさんへ

### 保育園とは

すべての児童は、家庭で両親の温かい愛情のもとに育てられるのが理想ですが、保護者が仕事や、病気にかかっているために家庭で十分保育することができない（保育を必要とする）場合に、日々保護者にかわって保育することを目的とする児童福祉施設です。

### 認定こども園とは

教育と保育を一体的に行う、幼稚園機能と保育園機能を併せ持つ施設です。

### 地域型保育事業所とは

幸田町が認可した、0～2歳児のみをお預かりする施設です。19人以下の少人数保育を実施します。

令和6年度入園に伴う年齢表	R6.4.1 現在	保育の実施期間 (就学前まで)
平成30.4.2生～平成31.4.1生 (2018.4.2生～2019.4.1生)	5歳児 (年長)	令和7年3月31日 (2025年3月31日)
平成31.4.2生～令和2.4.1生 (2019.4.2生～2020.4.1生)	4歳児 (年中)	令和8年3月31日 (2026年3月31日)
令和2.4.2生～令和3.4.1生 (2020.4.2生～2021.4.1生)	3歳児 (年少)	令和9年3月31日 (2027年3月31日)
令和3.4.2生～令和4.4.1生 (2021.4.2生～2022.4.1生)	2歳児	令和10年3月31日 (2028年3月31日)
令和4.4.2生～令和5.4.1生 (2022.4.2生～2023.4.1生)	1歳児	令和11年3月31日 (2029年3月31日)
令和5.4.2生～令和6.4.1生 (2023.4.2生～2024.4.1生)	0歳児	令和12年3月31日 (2030年3月31日)

## 保育の必要性の認定について

保育園等の利用には、保育の必要性の認定を受ける必要があります。

### 1 認定区分

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設
1号認定	満3歳以上の未就学児（2号認定を除く）	認定こども園
2号認定	満3歳以上で保護者の就労等により、保育を必要とする子ども	保育園、認定こども園
3号認定	満3歳未満で保護者の就労等により、保育を必要とする子ども	保育園、認定こども園、地域型保育事業所

### 2 保育の必要性、事由

- (1) 就労
- (2) 妊娠・出産
- (3) 保護者の疾病・障害
- (4) 同居親族の介護・看護
- (5) 災害復旧
- (6) 求職活動
- (7) 就学
- (8) 育児休業 ※3歳以上児
- (9) その他（上記以外で保育を必要とする場合）

### 3 保育の必要性に応じた区分

- (1) 2号認定または3号認定を受ける方は、保育の必要量によって「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。
- (2) 保育の必要量が1か月において120時間以上を常態とする場合に「保育標準時間」の区分の認定を行うものとし、1か月において60時間以上120時間未満を常態とする場合に「保育短時間」の区分の認定を行うものとします。

保育の必要量	就労・従事時間
保育標準時間	1か月において120時間以上
保育短時間	1か月において60時間以上120時間未満

## 入園の基準

### 申込のできる方

- ・幸田町に住んでいて住民登録がある方(転入予定者も含む)
- ・次のいずれかの事由に該当し、保育の必要性の認定を受けた方

入園できる理由としての就労時間等は基本的に次のとおりです。

保育を必要とする状況		0・1・2歳児	3歳以上児	
就 労	家庭内 労働	外勤(常勤、パート)	<b>1か月の就労時間が90時間以上</b> <b>【目安】1日の就労時間が6時間以上で、</b> 1か月の就労日数は15日以上	<b>1か月の就労時間が60時間以上</b> <b>【目安】1日の就労時間が4時間以上で、</b> 1か月の就労日数は15日以上
		農業(30アール以上)		
		自営(居宅外)		
	家庭外 労働	自営(居宅内)		
		内職		
母親の出産		出産予定日の産前6週間の月の初日から産後8週間の月の末日まで		
疾病等	病気(入院・通院)	医師の診断書や障害者手帳等により保育ができないと認められる場合		
	心身障害			
同居親族の病人看護		<b>1か月の看護時間が90時間以上</b> <b>【目安】1日の看護時間が6時間以上で、</b> 1か月の看護日数は15日以上	<b>1か月の看護時間が60時間以上</b> <b>【目安】1日の看護時間が4時間以上で、</b> 1か月の看護日数は15日以上	
災害 (震災、風水害、火災等)		災害により児童の居宅を失い、または破損した場合にその復旧のために保育ができない場合		
就学		<b>1か月の授業時間が90時間以上</b>	<b>1か月の授業時間が60時間以上</b>	
その他		上記以外で保育を必要とする場合 ・求職活動中 ・保護者が育児休業中の3歳以上児		

※求職活動での申込は可能ですが、入園後3か月以内に就労を開始し、就労証明書を提出されない場合は退園となります。

※特例入所(私的契約児の入所)について

3歳以上児においては、入所基準に該当しない場合でも、定員に余裕のある保育園に入園できる場合があります(町立保育園に限る。)。ただし、**入園後に入園した保育園の定員が超過した場合には、退園していただく場合があります。**

申請の受付期間は、令和5年9月5日(火)～9月11日(月)

## 【電子申請】

「あいち電子申請・届出システム」で、24時間申込み可能です。別紙案内チラシからQRコードを読み取り、パソコンやスマートフォン等から申込みが可能です。

### 注意事項

- 1 一度申込みした内容は変更できません。  
※変更がある場合、こども課（0564-63-5116）までご連絡ください。
- 2 申込完了後、整理番号・パスワードが発行されます。  
申請内容を照会する際に必要となりますので、大切に保管してください。
- 3 申込みする児童が2人以上いる場合
  - (1) 1人目の内容をコピーして2人目として登録することができます。
  - (2) 《申込内容照会》にて整理番号・パスワードを入力→「再申込する」より申込みに進んでください。
  - (3) 児童名を2人目の氏名に変更し、世帯員の記入欄を2人目の児童から1人目の児童の情報に変更してください。
  - (4) 利用希望施設が1人目の児童を違う園を希望する場合は変更してください。
- 4 申込内容は入力完了後にPDF出力ができ、データで保管できます。
- 5 幸田あけぼの第二幼稚園を希望する場合(併願を含む)は、園に願書の提出が必要です。

## 【紙申請】

電子申請ができない場合は、紙申請でも受付します。

- 1 日時 令和5年9月5日(火)から9月11日(月) ※土日は除く。  
午前8時30分から午後5時15分
- 2 場所 幸田町役場こども課(1階3番窓口)

## 入園申込みについて

### 1 令和6年4月入園の申込み

- (1) 入園基準を満たす方
- (2) 育児休業中の方（3歳児から5歳児に限る）

※復帰時期を問わず4月入園の申込みができます。

### 2 育児休業から復帰の場合の入園申込み

**令和6年9月30日までに育児休業を終了し、10月1日までに仕事復帰をする方は、復帰日に合わせた入園申込みができます。**

※入園決定後の①育児休業期間の変更、②認定事由の変更（育児休業中の職場を退職し、別の職場へ転職する等）は**入園取り消しとなり、再度申込みが必要です。**

※上記以外の方は、すべて4月入園の申込みになります。

### 3 年度の途中入園、育児休業終了による復帰が10月2日以降で入園を希望する場合 年度の途中入園については、11ページを参照してください。

例) 「引っ越してきて5月から保育園を利用したい」、「11月に職場復帰をする」、「7月で0歳10か月になるので、町立保育園に入園したい」という場合は途中入園になります。

## 1 入園調整について

令和6年度の入園調整は、受付期間内に提出された書類で審査をいたします。それ以降は11ページの途中入園の受付になります。

## 2 申込書の有効期限について

令和6年度の申込書は年度末(令和7年3月末)まで有効です。令和6年度中に入所できなかった場合は、令和7年度の申込みをしてください。

## 入園相談会について

- (1) 対象 町立保育園希望で、入園について相談ごとがある方

※母子手帳を持参し、入園希望のお子さんと一緒にお願いします。

**相談会では入園申込みは受付しません。**

- (2) 日時 8月31日(木) 午前10時00分～11時30分
- (3) 場所 幸田町中央公民館 ホール(幸田中学校体育館下)

入園までのスケジュール（町立保育園・認定こども園・小規模保育事業所）

入園案内の配布

見学会・こども課窓口

申請受付

9月5日(火)～9月11日(月)

受付完了通知・必要書類発送(電子申請の方のみ)

申請から10日程度で受付完了通知と就労証明書等の添付書類が届きます。

園面接(9月下旬～10月上旬)

【面接日】

受付完了通知でお知らせします。

※第1希望園にお子さんと一緒にお願いします。

【持ち物】

電子申請の場合：添付書類(就労証明書等)、母子手帳

紙申請の場合：母子手帳

※必要な添付書類は10月20日(金)までに必ず提出してください。

入園審査・調整(11月下旬～12月)

第1希望以外の園になった方には、こども課より連絡します。

入園決定(2月上旬)

- ・入園承諾書等をこども課より郵送します。
- ・転入予定の方は、転入の確認ができ次第書類を作成し、郵送します。
- ・5月以降に入園する場合は、内定通知を送付します。

入園(4月)

入園式または園と調整した日から登園してください。

## 入園の決定について

### 1 入園決定について

- (1) 入園要件に該当し、保育を必要とする程度の順位により行い、**入園会議で審査の上、決定します。**
- (2) 必要に応じて保護者等の就労状況等の実態調査を行います。
- (3) 入園については、**必ず保育園長との面談（体験入園）を行った上で決定します。**

### 2 入園決定の連絡について

- (1) 第1希望の保育園へ入園できる場合は2月頃に通知します。
- (2) **第1希望の保育園に入園できない場合は12月までにこども課から連絡し、第2希望以降で調整します。**

### 3 入園決定の通知の送付について

- (1) 入園決定の通知は、令和6年2月中旬頃までに保護者あてに送付します。
- (2) 令和6年4月2日以降入園予定の方は、入園前月の25日頃までに保護者あてに送付します。

### 4 その他

入園につきましては、以下の点についてあらかじめご承知ください。

- (1) 入園できる基準に該当しないために入園が認められない場合
- (2) 希望者が多数いるため希望する園へ入園できない場合
- (3) 入園基準の該当事由により、保育の実施期間について希望に添えない場合

**提出された書類と事実が異なる場合は、入園を取消す場合があります。**

**例)①育児休業期間の変更 ②別の職場へ転職 ③就労時間が証明内容と異なる 等**

## 各園の利用について

入園決定した園によって、利用内容が異なります。

町立保育園に入園する場合は、12ページをご確認ください。

### 1 各園によって内容が異なる点

- (1) 保育時間
- (2) 延長保育の利用
- (3) 保育料以外にかかる費用
- (4) アレルギーへの対応
- (5) 給食費（副食費・主食費）の費用 など

### 2 注意事項

**町立保育園で実施している休日保育については、認定こども園、地域型保育事業所に通う場合はご利用できません。**



## 認定申請・入園申込に必要な書類一覧

### 必要書類一覧

- 1 子どものための教育・保育給付認定申請書（保育園等利用申込書）  
※電子申請の場合は不要
- 2 身体検査記録表（アレルギー等気になることがある場合はご記入ください。）
- 3 添付書類（父親、母親いずれも必要）

添付書類について（保育の必要事由により、添付書類が異なります。）

- 1 **就労** ※事業主に記入していただき、証明を受けてください。
  - (1) 父母が会社員、専従者（家族従業員）等の場合⇒就労証明書
  - (2) 父母が自家営業（農業、内職）の場合
    - (ア) 就労証明書
    - (イ) 所得税の確定申告書または市町村民税申告書の写し  
※開業予定の方は「開業届出書」の写し
- 2 **母親の出産**⇒母子健康手帳の表紙と出産予定日記載ページの写し
- 3 **疾病等**⇒診断書または障害者手帳の写し  
・入院、通院している医療機関での診断書または意見書を提出してください。
- 4 **同居親族の病人看護**⇒介護・看護申告書（証明書）  
・医療機関の証明を受けてください。（同居親族に限ります。）  
※3、4については、医療機関様式の診断書・意見書でも可。  
ただし、保育・看護が必要な理由と治癒見込み期間を明記したものに限りします。
- 5 **求職または就学**
  - (1) 求職活動の場合⇒求職活動申立書
  - (2) 就学の場合⇒在学証明書、カリキュラム等
- 6 **同一生計の祖父母等（65歳未満）** ⇒祖父母等の就労状況等自己申告書
- 7 **収入・税額の確認できる資料**  
令和5年1月2日から令和6年1月1日までに幸田町に転入された方
  - (1) 令和5年1月1日現在の住所が国内の方は、資料の提出は不要です。
  - (2) 令和5年1月1日現在の住所が国外の方は、令和4年分の給与がわかる書類を提出してください（様式は問いません）。
  - (3) 令和6年9月以降に入園される方は、資料の提出は不要です。
- 8 **その他**
  - (1) 生活保護受給中の方⇒受給者証の写し
  - (2) 母子・父子家庭、在宅障害者（児）のいる世帯の方  
児童扶養手当証書、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、特別児童扶養手当証書等の写し
- 9 **マイナンバーについて**  
令和5年1月1日時点の住所が町外の方のみ、マイナンバーをご記入ください。  
※申請者の身元を確認できるもの（マイナンバーカード、免許証等）をご持参ください。

申請書の記入例

様式第1号 (第3条関係)

子どものための教育・保育給付認定申請書 (保育園等利用申込書)

(宛先) 幸田町長

※人線の中のみ記入してください。

フリガナ		コウタ タロウ	連絡先		申請日	令和	〇	年	〇	月	〇	日
代表 保護者	氏名	幸田 太郎	自宅 (0564)		××	-	××××					
	住所	〒444-××××	幸田町大字	〇〇	字	〇〇	×	番地	転入前の方は現住所を記入してください			
	転入前の方	(現住所) 〒×××-××××	東京都〇〇町	×	丁目	×	番地	転入予定日	令和6年	×	月	×
<input checked="" type="checkbox"/> マイナンバーを利用し、転入元自治体に課税徴収状況を確認することについて承諾します。												

次のとおり申請します。なお、幸田町が子どものための教育・保育給付認定及び保育料の算定に必要な情報を閲覧すること、また、その情報に基づき決定した利用者負担額を特定教育・保育施設等に対して提示

令和6年4月1日現在の年齢を記入してください

フリガナ	コウタ ジロウ	生年月日	平成	令和	年齢	2歳	性別	男・女	続柄	第3子	保育の希望の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
児童名	幸田 次郎	××年	×	月	×	日	(令和6年4.1 現付)						
マイナンバー	1 2 3 × × × × × ×	4 5 6	<input checked="" type="checkbox"/> 父母 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/>										
続柄	保育の利用を必要とする理由												
父	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他 ( )						<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他 ( )						
希望園	第1希望	幸田保育園	希望園は第6希望まで記入してください。希望園が第1希望しか記入がない場合、希望園に入れない場合、他の園が空いていても利用調整はしませんので、予めご了承ください						ももの木保育園				
	第2希望	菱池保育園	Kids school でんでんむしハウス										
	第3希望	ゆめのき保育園	リトルラビット保育園										
申請期間	令和 6年 4月 1日 から 令和 ×年 ×月 ××日まで <input checked="" type="checkbox"/> 就学前まで <input type="checkbox"/> 満3歳前まで												
利用希望時間	平日：午前8時00分 から 午後4時00分まで 土曜：午前9時00分 から 午後4時00分まで												
未就学の兄弟姉妹の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 同時申込み <input type="checkbox"/> 保育園等 ( ) <input type="checkbox"/> 幼稚園 ( ) <input type="checkbox"/> 在宅 <input type="checkbox"/> その他 ( )												
生活保護の状況	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (開始日 令和4年 4月 1日) 母子父子家庭や障害者等の世帯が受給する手当です。												
手当等の受給の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 児童扶養手当 <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当 <input type="checkbox"/> 遺児手当 <input type="checkbox"/> 障害者基礎年金 (対象者： )												
在宅障害児 (者) の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (氏名：幸田さくら ) (身障・療育・精神手帳 3級・判定 ( 級 判定)												

世帯状況 (単身赴任などで別居し、生計を一にする世帯者を記入する。上記児童は記入不要です。)

続柄	フリガナ 氏名	勤務先・学校等	同居・別居	養育の有無	当年1月1日の住民票の所在地 マイナンバー
父	コウタ タロウ 幸田 太郎	(株) 〇〇 (単身赴任中)	同居・別居		幸田町・その他 ( 名古屋市 ) 1 2 3 × × × × × × 5 6 7
母	コウタ ハナコ 幸田 花子	(株) 〇〇	同居・別居		幸田町・その他 ( ) 1 2 3 × × × × × × 9 9 9
兄	コウタ イチロウ 幸田 一郎	〇〇小学校	同居・別居	有・無	幸田町・その他 ( ) 1 2 3 × × × × × × 7 8 9
姉	コウタ さくら 幸田 さくら	〇〇保育園	同居・別居	有・無	幸田町・その他 ( )
祖父	コウタ サブロウ 幸田 三郎	農業	同居・別居	有・無	幸田町・その他 ( )
祖母	コウタ ハナ 幸田 ハナ	農業	同居・別居	有・無	幸田町・その他 ( )
叔父	コウタ ゴロウ 幸田 五郎	(株) 〇〇	同居・別居	有・無	幸田町・その他 ( )

単身赴任などで別居していても同一生計であれば必ず記入してください。

令和5年1月1日時点の住所が町外の方のみ、マイナンバーをご記入ください。  
※マイナンバーを記入される方は申請者の身元を確認できるもの (例：マイナンバーカード、免許証等) をご持参ください。

世帯認定 ※同居の祖父母がいる場合に記入	
家屋等の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 同居（玄関・風呂・トイレ・台所が同一） <input type="checkbox"/> 2世帯住宅（玄関・風呂・トイレ・台所が別） <input type="checkbox"/> 別棟
【入園利用調整に関する事項】	
◆入園をしない未就学の兄弟姉妹の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
有の場合、入園しない子は <input type="checkbox"/> 職場に同行 <input type="checkbox"/> 親族が見る <input checked="" type="checkbox"/> 託児所に預ける <input type="checkbox"/> 一時保育利用 <input type="checkbox"/> その他（ ）	利用調整時に必要な情報です。 兄弟姉妹がいる方は必ず記入してください。
◆兄弟姉妹同時申込の有無	
兄弟姉妹同時申込有の場合 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹が別々の園になっても、希望順位を優先する。 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹が同じ園に入園できる場合のみ、入園する。 <input checked="" type="checkbox"/> 希望順位が下がっても、兄弟姉妹で同じ園を希望する。 <input type="checkbox"/> どこでも入れる園を希望する。 <input type="checkbox"/> その他 ※希望を具体的に記入してください。 （ ）	「有」の場合は、入園希望月に入園できない場合でも、翌月以降も空き状況に応じて入園調整をします。 「無」の場合は、入園希望月以降の利用調整を希望されないこととなりますので、申込の取下げをしていただきます。
◆入園できなかった場合 <input checked="" type="checkbox"/> 育児休業の延長 <input type="checkbox"/> 職場へ同行 <input type="checkbox"/> 家族が保育 <input type="checkbox"/> 他の保育施設へ預ける（未定・幼稚園・認可外保育施設・その他（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）	
◆入園希望月以降の利用調整の希望	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

-----以下、事務処理欄のため記入不要-----

1 施設記載欄（園名： ）

受付年月日	氏名
入所契約（内容）	<b>以下、記入不要です。</b>
入園日（予定）	
備考	

2 幸田町記載欄

受付年月日	年 月 日	認定日	年 月 日	
認定区分	<input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号	保育必要量	<input type="checkbox"/> 標準時間 <input type="checkbox"/> 短時間	
入園（予定）施設	<input type="checkbox"/> 保育園（ ） <input type="checkbox"/> 認定こども園（ ） <input type="checkbox"/> 地域型（ ）			
認定事由	父 <input type="checkbox"/> 就労（外勤・内職・自営・農業） <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 妊娠出産 <input type="checkbox"/> 疾病 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 介護看護 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待・DV <input type="checkbox"/> 災害 <input type="checkbox"/> 不在 <input type="checkbox"/> 特例	母 <input type="checkbox"/> 就労（外勤・内職・自営・農業） <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 妊娠出産 <input type="checkbox"/> 疾病 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 介護看護 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待・DV <input type="checkbox"/> 災害 <input type="checkbox"/> 不在 <input type="checkbox"/> 特例		
軽減の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 第3子無料 <input type="checkbox"/> 多子軽減 <input type="checkbox"/> 生活保護 <input type="checkbox"/> 在宅障害児（者）	土曜、休日保育 <input type="checkbox"/> 土曜午後 <input type="checkbox"/> 休日 延長保育 <input type="checkbox"/> 無料 <input type="checkbox"/> 有料（ ）まで	
支給期間	年 月 日 から 年 月 日まで			
利用期間	年 月 日 から 年 月 日まで			
確認	<input type="checkbox"/> 子ども <input type="checkbox"/> 母子手帳 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 通知カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 座 振替 <input type="checkbox"/> 受理（ ） <input type="checkbox"/> 後日 <input type="checkbox"/> 登録済み <input type="checkbox"/> 現金納付希望	言語 対応 使用言語（ ） 日常会話 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 読み書き <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 ※保護者が外国人の場合のみ	受付者
備考				

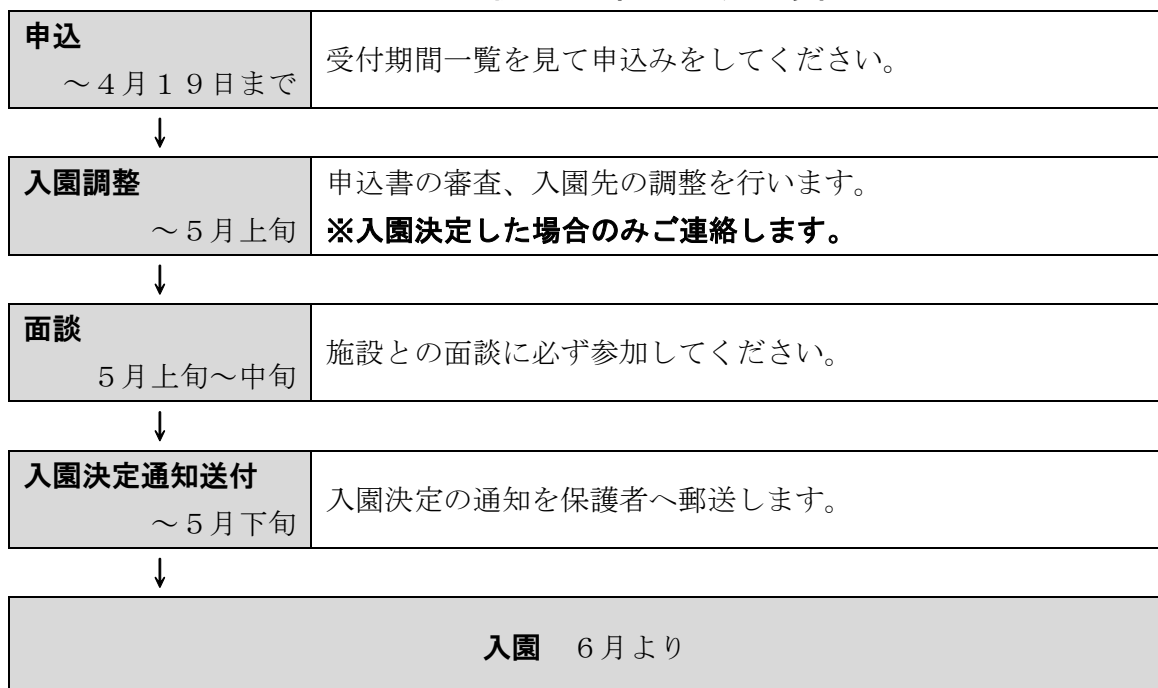
## 年度の途中入園について

- 1 年度途中の入園については、入園希望する月の2か月前に受付を行います。
- 2 10月2日以降に育児休業から復帰をする方は、復帰日に合わせて申込みをしてください。
- 3 受付は、幸田町役場こども課（1階3番窓口）で行います。

### ◎受付期間一覧

入園希望月	受付期間
4月	R6. 2月1日（木）～2月20日（火）
5月	3月1日（金）～3月19日（火）
6月	4月1日（月）～4月19日（金）
7月	5月1日（水）～5月20日（月）
8月	6月3日（月）～6月20日（木）
9月	7月1日（月）～7月19日（金）
10月	8月1日（木）～8月20日（火）
11月	9月2日（月）～9月20日（金）
12月	10月1日（火）～10月18日（金）
1月	11月1日（金）～11月20日（水）
2月	12月2日（月）～12月20日（金）
3月	R7. 1月6日（月）～1月20日（月）

### ◎入園までのスケジュールについて(例:入園希望が6月の場合)



保育時間（町立保育園）※私立園は各園で異なります。

### 1 通常保育

平日	午前8時～午後4時
土曜日	午前8時～午後0時30分

通常保育時間は午前8時からとなっていますが、園の生活の始めは午前9時を目安にしています。お子さんの生活に合わせた登園をお願いします。

### 2 入園後のスケジュール

- (1) 令和6年度の日程については、入園決定後、ご案内します。
- (2) 4月1日からも保育は実施します。ならし保育期間の協議などは入園説明会等で個別に実施します。

#### 参考 令和5年度の内容 入園式 4/7（金）

対象児	期間	時間	備考
新入園児 (3歳以上児)	4/10(月)～4/12(水)	午前8時30分～午後0時30分	ならし保育
	4/13(木)～	午前8時～午後4時	通常保育・延長保育開始
新入園児 (0・1・2歳児)	4/10(月)～4/14(金)	午前8時30分～正午	ならし保育
	4/17(月)～4/21(金)	午前8時～午後4時	通常保育
	4/24(月)～	午前8時～午後4時	通常保育・延長保育開始

### 3 ならし保育

入園から無理なく保育園生活に慣れるために保育時間を徐々に長くしていきますので、ご協力をお願いします。

(例：1週目は正午まで、2週目は午後4時まで、3週目から延長保育可)

### 4 親子ならし保育

新入園児（3歳未満児）の保護者の方を対象として、「親子ならし保育」を実施しています。

- (1) お子さんの保育園での生活を知り、保育園に不安を持つお子さんが早く保育園に慣れることを目的としています。
- (2) 保護者の方は、お子さんと一緒に半日保育園で過ごします。
- (3) ならし保育期間中に実施していますが、都合のつく範囲でご協力をお願いします。

延長保育等（町立保育園）※私立園は各園に確認してください。

2号、3号認定子どもであって、保護者の就労状況等の事情で通常保育時間を超えて保育する必要がある場合、延長保育を行います。審査の結果、認められた場合に利用することができます。なお、延長保育時間等は保育園によって異なります（下表を参照）。

1 延長保育料

早朝及び午後6時30分まで：無料（保育料に含まれる）

午後7時まで：月額1,500円/人 午後8時まで：月額3,000円/人

延長保育 申請	早朝保育	通常保育	延長保育		
	要	不要	要		
坂崎 わしだ 豊坂 里	午前7時30分 ～ (無料)	午前8時 ～ 午後4時 (無料)	～午後6時 (無料)		
大草 幸田 深溝			～午後6時30分 (無料)	～午後7時 (有料) 1,500円/月	
菱池					～午後8時 (有料) 3,000円/月

2 土曜日の延長保育（午後0時30分から午後6時まで）

- (1) 対象と定員：年間を通じて恒常的に保育を必要とする方（定員35人）
- (2) 実施場所：菱池保育園
- (3) 利用手続：事前に申請して許可を得た上で、毎月の利用申込みが必要（前月の10日まで）。
- (4) 保育料等：保育料の追加徴収はありませんが、給食・おやつがあります。

休日保育（町立保育園）※私立園には休日保育はありません。

休日（日曜日・祝日）に保護者が就労等により家庭で保育ができない場合に、ご利用いただけます。

1 対象：年間を通じて恒常的に保育を必要とする方

※同居親族の全ての方が就労等により家庭で保育できない場合に限ります。

- 2 実施日：日曜日及び国民の祝日（ただし、12/29～1/3を除く。）
- 3 保育時間：午前7時30分から午後6時まで
- 4 実施場所：菱池保育園
- 5 定員：30人
- 6 保育料：3歳未満児 2,500円/日 3歳以上児 1,500円/日  
※弁当、水筒を持ってきてください。おやつは保育園で用意します。
- 7 利用手続：利用を希望される方は、利用希望月の前々月20日までに園へ申請してください。許可後、利用月の前月10日（10日が日曜日・祝日の場合は前日）までに菱池保育園へ利用申込書の提出が必要です。

## 入園後について

### 1 家庭状況調査

保育園入園後、毎年入園児童の家庭の状況等についての現況調査を実施します。保育園の入園理由を証する書類（就労証明書、診断書等）を提出していただきますが、調査の結果、保育を必要とすると認められない場合には退園していただく場合もあります。

### 2 変更届等について

次の事項等に該当する場合は、速やかに保育園等へ変更届を提出してください。退園する場合は、1か月前までに届出を提出してください。

- (1) 町内で転居した場合
- (2) 家庭状況に変更があった場合（出産、結婚、離婚等）
- (3) 就労状況に変更があった場合（就労先変更、育児休暇から復帰等）
- (4) 産後利用が終了し、育児休暇を取得する場合

### 3 町外へ転出する場合

町外へ転出した場合(住民票を異動した場合)は、原則、退園となります。

## 障がいのある児童の入園について

障がいのある児童の入園については、入園の基準を満たし、障がいの程度が軽度又は、中度で集団保育になじむことのできる児童（おおむね4歳以上）を対象とします。

なお、入園については、児童と面談した上で関係機関と協議して適否を判断します。

## 転園について

- 1 入園した年度の途中で転園はできません。
- 2 8月頃に施設から「転園希望調査」を配布します。
- 3 2歳児で地域型保育事業所に入所しているお子さんは、3歳児から別の園に転園となります。
  - (1) 町立保育園希望の場合  
転園希望調査を提出してください。
  - (2) 町立保育園以外希望（認定こども園、幼稚園など）の場合  
転園希望調査を提出のうえ、各施設への申込みを行ってください。

## 日本スポーツ振興センター（保険）への加入（町立保育園）

幸田町は独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入しています。

- 1 加入については加入同意書を提出していただきます。
- 2 保護者には、掛金の一部（年額210円/人）を負担していただきます。

## 保育料

### 1 保育料について

- (1) 保育料とは、保育にかかる経費の一部を各家庭で負担していただくものです。
- (2) 町立保育園、認定こども園、地域型保育事業所すべて共通の金額です。

### 2 保育料決定

- (1) 扶養義務者（父母、ただし祖父母が家計の主宰者である場合は合算）の市町村民税の税額によって次のとおり決定されます。
- (2) 保育料は下記の表を参照してください。

令和6年度保育料	市町村民税
4月分～8月分	令和5年度市町村民税 (令和4年1月～12月の所得にかかる市町村民税)
9月分～3月分	令和6年度市町村民税 (令和5年1月～12月の所得にかかる市町村民税)

**※所得申告については、未申告であることのないようにお願いします。**

※年少クラス以上の児童は、保育料が無償となります。

### 3 保育料一覧表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額（月額）
区 分	定 義	満3歳未満保育認定子ども (0歳児～2歳児)
第1	生活保護世帯	0円
第2	市町村民税非課税世帯	0円
第3	均等割の額のみ世帯	8,500円
第4	所得割課税額 48,600円未満	15,000円
第5	48,600円以上 75,300円未満	20,000円
第6	75,300円以上 97,000円未満	25,000円
第7	97,000円以上 169,000円未満	33,000円
第8	169,000円以上 301,000円未満	39,500円
第9	301,000円以上 397,000円未満	42,000円
第10	397,000円以上	47,000円



## 保育料の軽減について

### 1 母子・父子家庭、在宅障害者（児）等の世帯の保育料軽減

- (1) **第3階層から第6階層**にあつて、母子・父子家庭、在宅障害者(児)等のいる世帯  
 ※保護者の所得割課税額が77,100円以下の世帯に限ります。
- (2) 保護者が監護する子ども（監護されていた子どもが成年に達した場合を含む。）が2人以上であり、これらの子どもと生計を同じくしていること

満3歳未満保育認定子ども（0歳児～2歳児）		
第1子	(1)に該当する場合	2,000円
第2子以降	(1)と(2)に該当する場合	無料

### 2 多子軽減措置における保育料軽減（同時入所の場合）

- (1) 同一世帯から2人以上の就学前児童が次の対象施設を利用している場合、年齢が下の児童の保育料が軽減されます。
- (2) 多子軽減の適用については、幸田町役場こども課（1階3番窓口）に届出が必要です。該当される方は、申請をしてください。
- ※町立保育園、幸田町内の認定こども園、家庭的保育事業を利用している場合、届出は不要です（町内の幼稚園は届出が必要です。）。

#### 【対象施設】

保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業等、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援

対象児童	適用される保育料
最も年齢の高い就学前児童	保育料一覧表に定める額
次に年齢の高い就学前児童	保育料一覧表に定める額の半額
上記以外の就学前児童	無料

### 3 市町村民税所得割課税額が57,700円未満の世帯の保育料軽減

- (1) 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割課税額が57,700円未満
- (2) 保護者が監護する子ども（監護されていた子どもが成年に達した場合を含む。）が2人以上であり、これらの子どもと生計を同じくしていること

対象児童	適用される保育料
最も年齢の高い就学前児童	保育料一覧表に定める額
次に年齢の高い就学前児童	保育料一覧表に定める額の半額
上記以外の就学前児童	無料

※第2階層の世帯は、2番目以降の児童に係る保育料が無料

#### 4 第3子以降の保育料の無料について

18歳未満の子どもを3人以上養育している世帯で、保育所に入所している第3子以降の園児（3歳未満児に限る。）の保育料は無料となります。

#### 《 備 考 》

- 1 同居の祖父母が家計の主宰者である場合は市町村民税額を合算するものとする。
- 2 保育料基準額表の算出年齢は当該年度の4月当初における年齢の通年制とする。
- 3 徴収金基準額の算出は、4月から8月までを前年度市町村民税課税額により算出し、9月から翌年3月までを当該年度市町村民税課税額により算出するものとする。
- 4 保育料算定時の税額は、配当控除前、外国税額控除前、(特定増改築等)住宅借入金(取得)等特別控除前、住宅耐震改修特別控除前、住宅特定改修特別控除前、認定長期優良住宅新築等特別控除前、国税電子申告納税システム(e-Tax)による所得税の特別控除前、国や地方公共団体等への寄附金控除前の金額とする。

#### 給食費について（町立保育園）

- 1 3歳以上児（年長・年中・年少）は、給食費として月額4,100円を徴収します。  
※ 令和5年4月1日より、給食費4,500円（主食費400円・副食費4,100円）のうち、主食費400円を無償化しています。
- 2 年収360万円未満相当世帯の子どもと第3子（就学前児童から数えて第3子以降の子ども）の子どもについては、給食費が免除されます。  
※ 認定こども園については、各施設へお問合せください。

#### 保育料・給食費の納入について（町立保育園）

保育料・給食費は口座振替納付をとっています。幸田町指定金融機関及び収納代理金融機関・役場子ども課にて手続をお願いします。毎月月末（ただし、12月と3月は25日。金融機関が休業日の場合は翌営業日）に納入していただきます。

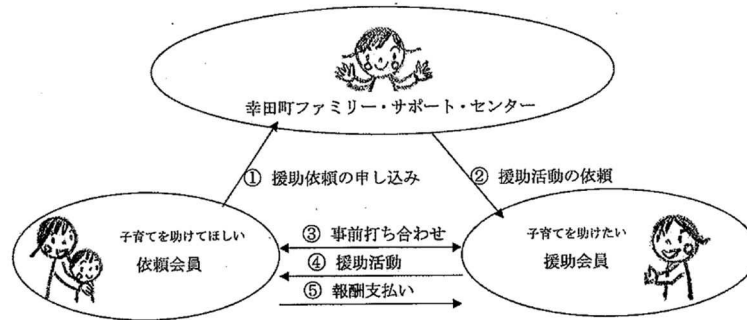
#### 【幸田町指定金融機関及び収納代理金融機関】

三菱UFJ銀行／岡崎信用金庫／西尾信用金庫／碧海信用金庫／蒲郡信用金庫／豊川信用金庫／あいち三河農業協同組合／みずほ銀行／名古屋銀行／ゆうちょ銀行及び郵便局（愛知・岐阜・三重・静岡県内の郵便局）

## その他サービスの紹介

### 1 幸田町ファミリー・サポート・センター

「子育ての手助けをしてほしい人」(依頼)と、「子育てのお手伝いをしたい人」(援助)とが会員となり、依頼会員の子育てを援助会員が一時的に支援する有償ボランティア組織です。詳しくは直接お問合せください。電話62-4718(くりくりひろば)



### 2 病後児保育

お子さんが病気やけがの回復期にあり、集団での保育や活動ができない期間、お子さんを一時的にお預かりします。

(1) 対象年齢：生後6か月～小学3年生

(2) 開館日時：月曜日から金曜日 8:30～16:00

(3) 利用料：1日2,000円(利用料)＋別途、医師意見書文書料

(4) 実施場所：上六栗子育て支援センター内 病後児ルーム「こっこ」

(5) 定員：3人 ※先着順

また、病名や症状、お子さんの年齢によっては、定員に満たなくてもお断りする場合があります。

(6) 対象疾患：風邪など日常にかかるおそれのある疾患で、病気の回復期にある場合  
具体例

- ・解熱したがまだ咳がでる場合
- ・胃腸風邪でおう吐や下痢の症状が軽快している場合
- ・風邪などの症状は改善したが、食欲がまだ不十分である場合
- ・風邪などの症状は改善したが、集団保育に戻すにはまだ心配がある場合
- ・喘息などの慢性疾患で症状が安定した場合
- ・インフルエンザの解熱後にある場合
- ・骨折・軽度の熱傷などの外傷性疾患で症状が安定した場合

(7) 利用方法：事前登録を行い、利用日の前日までに電話で予約します。病院を受診し、医師意見書を持参し、上六栗子育て支援センターへ来てください。

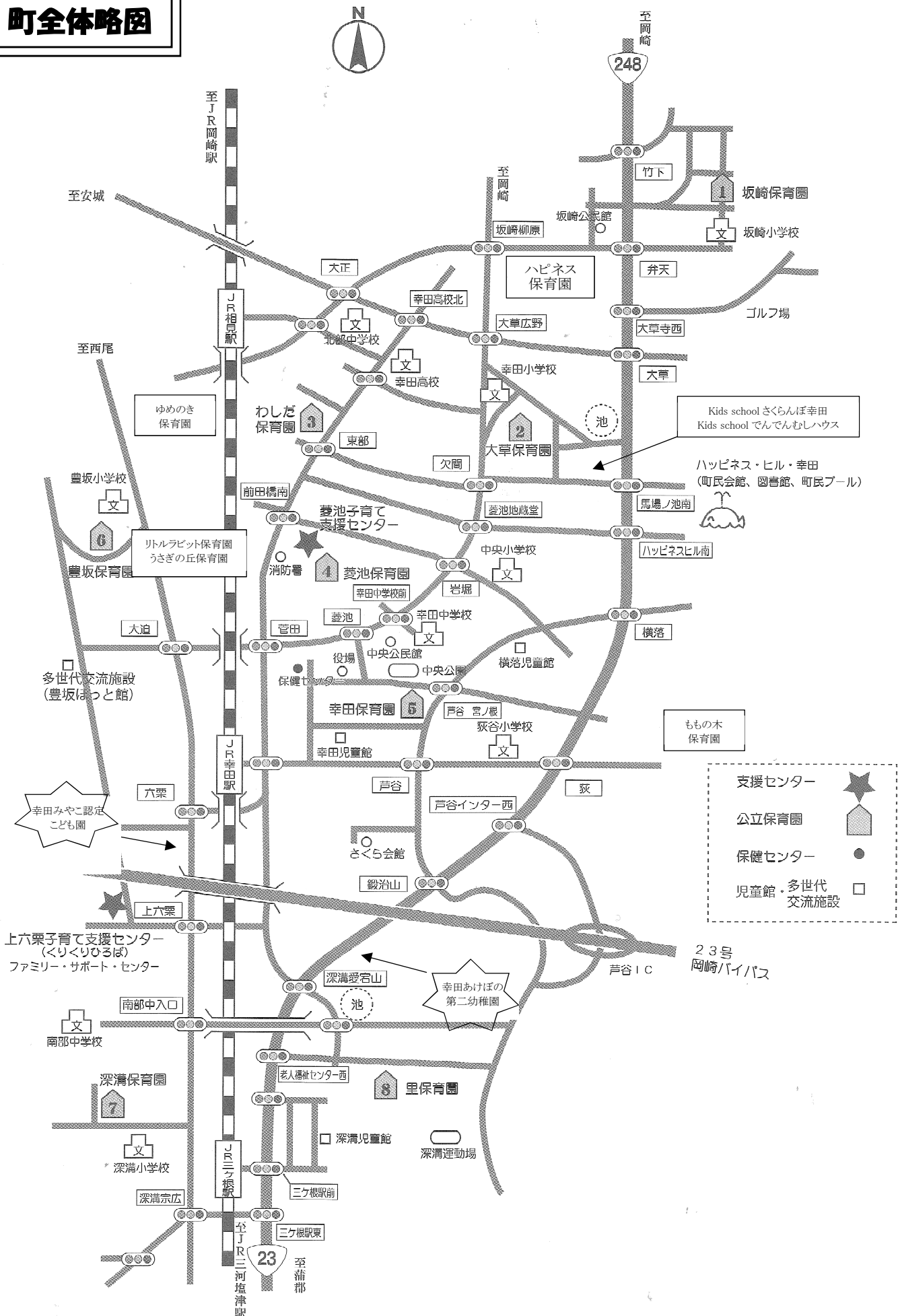
(8) 問合せ先：上六栗子育て支援センター内 病後児ルーム「こっこ」

連絡先 090-2185-3316

保育園・認定こども園等一覧

	園名	定員	保育年齢	保育時間	住所	電話番号
町立保育園	坂崎	135	10か月～5歳児	午前7時30分～午後6時	坂崎字揚り山11-1	62-0071
	大草	195	10か月～5歳児	午前7時30分～午後7時	大草字北川後50	62-0213
	わしだ	210	10か月～5歳児	午前7時30分～午後6時	菱池字大久後16-1	62-8035
	菱池	210	10か月～5歳児	午前7時30分～午後8時	菱池字前田25-1	62-0076
	幸田	165	10か月～5歳児	午前7時30分～午後7時	芦谷字宮ノ根14-1	62-0140
	豊坂	185	10か月～5歳児	午前7時30分～午後6時	野場字井戸田40-1	62-0214
	深溝	155	10か月～5歳児	午前7時30分～午後7時	深溝字天上坂1-1	62-0215
	里	60	10か月～5歳児	午前7時30分～午後6時	深溝字宮前5	62-7568
認定こども園	幸田あけぼの 第二幼稚園	240	1号認定 満3歳児～5歳児	午前8時30分～午後3時30分	深溝字小杉山57	62-7363
			2・3号認定 2歳児～5歳児	午前7時30分～午後6時		
	幸田みやこ 認定こども園	163	1号認定 満3歳児～5歳児	午前7時00分～午後6時	六栗字呉服1-1	62-7674
			2・3号認定 6か月～5歳児			
地域型保育事業所	リトルラビット 保育園	19	7か月～1歳児	午前7時30分～午後6時30分	野場字井戸田178	63-4646
	うさぎの丘 保育園	19	2歳児	午前7時30分～午後6時30分	野場字井戸田177	73-5010
	Kids school さくらんぼ幸田	19	1歳児	午前8時～午後6時	大草字松山48-1	62-8817
	Kids school でんでんむし ハウス	19	2歳児	午前8時～午後6時	大草字松山48-1	63-1101
	ももの木 保育園	19	2か月～2歳児	午前7時30分～午後6時30分	荻字流レ石29-5	62-2390
	ゆめのき 保育園	15	10か月～2歳児	午前7時30分～午後6時30分	野場字常口19-2	83-5577
	ハピネス 保育園	19	9か月～2歳児	午前7時30分～午後6時30分	大草字広野76-1	(080) 7493 -7693

# 町全体略図



幸田町保育園等入園選考基準指数表

実施指数表

番号	事由	保護者の状況	父	母
1	居宅外労働 (外勤・自営・農業・フレワーク)	月160時間以上勤務	15	15
		月150時間以上勤務	14	14
		月140時間以上勤務	13	13
		月130時間以上勤務	12	12
		月120時間以上勤務	11	11
		月110時間以上勤務	10	10
		月100時間以上勤務	9	9
		月90時間以上勤務	8	8
		月75時間以上勤務	7	7
		月60時間以上勤務	6	6
2	居宅内労働 (自営)	1日4時間以上かつ週4日以上かつ週4日以上の勤務	5	5
		1日4時間以上かつ週4日以上の勤務には該当しないが、月60時間以上勤務	4	4
		就労予定(内定者)	9	9
		月120時間以上勤務	8	8
		月90時間以上勤務	7	7
		月60時間以上勤務	6	6
		1日4時間以上かつ週4日以上の勤務には該当しないが、月60時間以上の勤務	3	3
		就労予定	5	5
		月120時間以上勤務	4	4
		月90時間以上勤務	3	3
3	求職活動	1日4時間以上かつ週4日以上の勤務	2	2
		1日4時間以上かつ週4日以上の勤務には該当しないが、月60時間以上の勤務	2	2
		就労予定(内定者)	1	1
		求職中	-	9
		産前産後8週間(多胎妊娠の場合は産前14週間)	10	10
		入院	10	10
		1日以上の常時病臥	8	8
		常時安静を要する場合	6	6
		一般療養中(通院)	10	10
		身体1級・2級、療養A・B、精神1級・2級	9	9
5	疾病・障がい	障がい者	7	7
		身体3級、療養C、精神3級	8	8
		上記以外で、疾病などにより、保育の必要性があると認められる場合	6	6
		月90時間以上の付添	8	8
		病院等付添	6	6
		月60時間以上の付添	5	5
		上記以外の通院の付添(児童発達センター等)	7	7
		月90時間以上の介護	5	5
		月60時間以上の介護	5	5
		上記以外の介護	10	10
6	災害復旧	災害の復旧にあたっては、月60時間以上の勤務	5	5
		学校教育法に基づき大学等で職学	5	5
		職業能力開発促進法に基づく職業訓練中	5	5
		育児休業中(3歳以上で次年度以降の復帰)	1	1
		虐待やDV	適宜	
		上記以外で、明らかに保育が必要と認められる場合	適宜	
		①基本指数		

番号	区分	状況	指数
1	個人	保育士、幼稚園教諭、看護師、医師として就労している	+2
2		育児休業からの復職	+2
3		親族の経営する事業所等に勤務	-2
4	調整指数	自営業で仕事場と居宅が敷地内又は隣接地にある場合	-1
5		書類審査時に就労等の証明内容が確認できなかった場合	+3
6		母子・父子世帯またはこれらに準ずる世帯(父・母が単身赴任で同居親族なし)	+1
7	世帯	母子・父子世帯(同居親族あり)	+2
8		生活保護世帯	+2
9		兄弟姉妹が在園している園を選択している場合	+4
10	調整指数	兄弟姉妹で同時申請している場合	+2
11		小規模保育事業などの卒園児	+1
12		保育可能な65歳未満の祖父母や同居の家族がいる(※1)	-1
13		保育料等の未納がある場合	-5

※1 月60時間以上の就労をしている場合や疾病等で保育ができない場合は、  
保育ができない状況と判断します。

【備考】

- 障害児保育及び虐待等については、別に判定を行います。
- 基本指数が二つ以上の区分を満たす場合は、指数の高い方で判定をします。
- 育児短時間勤務・部分休業の場合は、就労契約時間の指数で判定をします。
- 就労時間は残業時間及び休憩時間を含まない時間を指します。
- 就労時間が不規則な方は、平均的な勤務時間で判定をします。
- 基本指数及び調整指数が同点の場合、下表の優先順位により判定をします。
- 家庭の状況により、特別に保育の必要性があると判断した場合は適宜調整するものとします。

同一指数時の優先順位

優先順位

- 緊急性が高く、特別な支援を要する世帯(虐待等)
- 災害で被害を受けている世帯
- 両親が不存在(里親に委託されている)の世帯
- ひとり親世帯で同居の祖父母等(子育て支援者)がいない
- ひとり親世帯で同居の祖父母等(子育て支援者)がいる
- 前年度の入園調整で兄弟姉妹が別々の園になってしまった世帯
- 保育士として町内保育園等に勤務が決まっている
- 前年度から入所待機している世帯
- 小規模保育事業の卒園児
- 長時間保育を必要としており、11時間以上の保育を実施する園で保育が必要と判断した世帯
- 生活保護世帯(生活困難者世帯)
- 兄弟姉妹の在園する園に入園希望している世帯
- 兄弟姉妹が同一園に同時入園希望している世帯

基本指数	+	調整指数	=	合計
------	---	------	---	----